

第5章 計画の推進

1 推進体制

別海町の農業・農村の振興を図るため、国内外の農業・農村の動向を踏まえて、関連施策を効果的に進めていく必要があります。

このため、農業者をはじめとした町民のニーズを的確に把握した上で、町の関係部課と連携をとりながら重要課題への対応を検討するとともに、限られた財源の重点的・効率的な活用を基本として実効性ある計画推進に努めます。

2 国、道、地域の関係機関・他産業、民間との連携協力

計画の推進に当たっては、農業者をはじめ町民の主体的な取組や参加を基本に、国や北海道、農業者への経営指導や生産物の販売戦略等を担う農協をはじめとした農業団体などとの役割分担を明確にし、連携協力した取組を一層推進していきます。

また、別海町の農業・農村の持続的な発展に向けて、施策の推進に当たっては、町内の水産業・商工業・観光業など他産業との連携や相互理解を深めるとともに、安全で良質な農産物を求める消費者や実需者、さらに、農業・農村の多面的機能を共に享受する都市住民などとの協力・信頼関係を醸成しながら取組を進めていきます。

3 進行管理

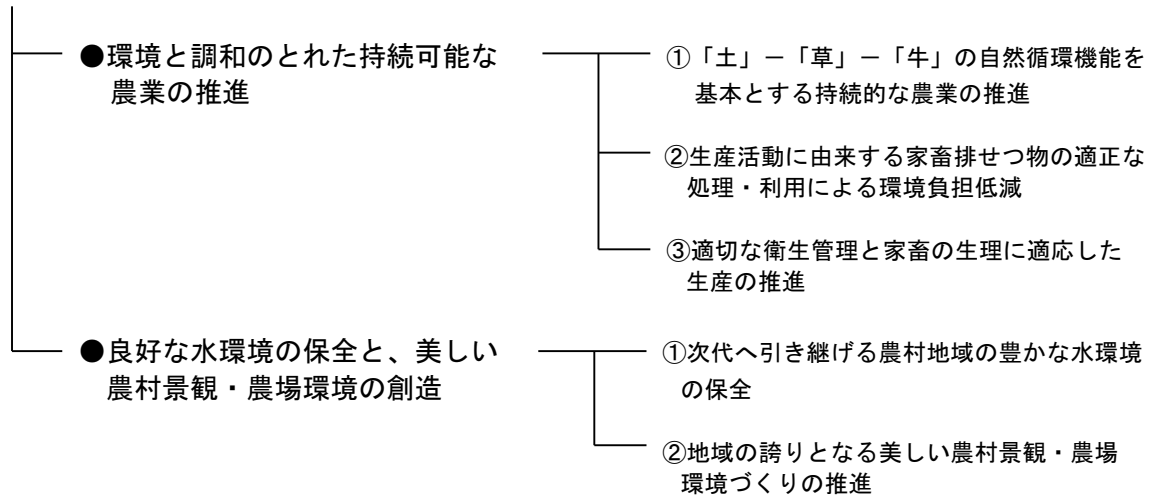
計画の推進に当たっては、農業・農村を取り巻く社会・経済情勢の変化に応じた的確な施策の展開を図るとともに、定期的に計画の実績を把握し、推進状況を確認します。

その中で大きな社会・経済情勢の変化などがあつた場合には、時期にかかわらず、その必要性を検討した上で計画の見直しを行います。

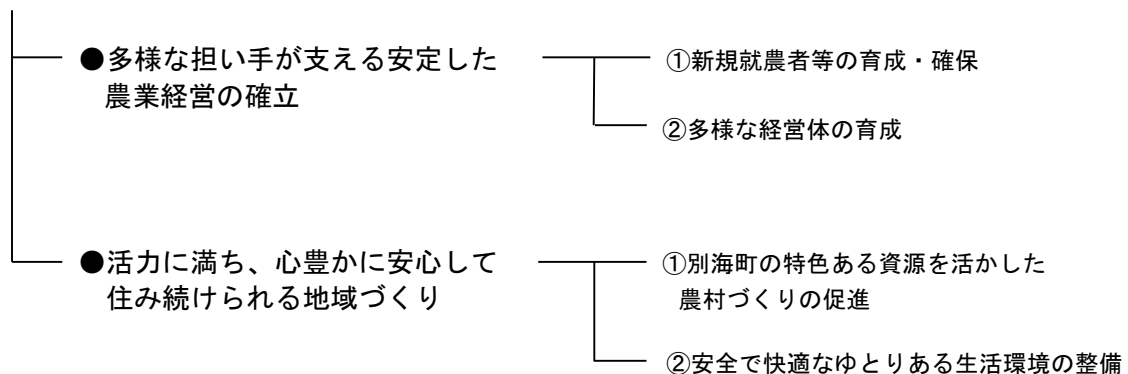
また、計画の最終年度（令和12年度）には推進状況を取りまとめて公表するとともに、「企画立案→実施→評価→改善」という政策のマネジメントサイクルを念頭に計画の評価を行い、計画期間終了後の別海町の農業・農村振興策の展開に反映します。

別海町農業・農村振興計画の施策体系

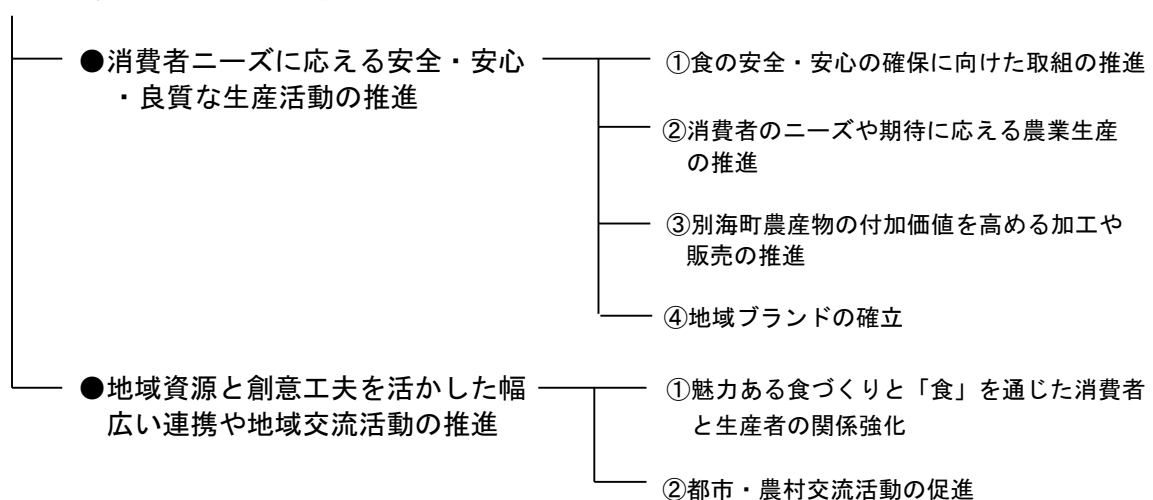
(1) 郷の「環境」を育む ～環境との調和と多面的機能の発揮～



(2) 多様な「個性」を磨く ～多様な選択肢と豊かな暮らし～



(3) 消費者との「信頼」を築く ～確かな評価と高い信頼～



(参考2)

取組の目標値

別海町農業・農村振興計画の実現に向けた取組の参考となるよう、目標年次（令和12年度）における目標値を設定します。

■ 環境

K P I		現状値 (R3~R7)
地域バイオマス利活用施設整備数	30 施設	26 施設
家畜排せつ物の適正な処理による有効利用と環境負荷物質の低減を目的として肥培かんがい施設等の整備を目指します。		
草地更新率	6%/年	4%/年
別海町の広大な土地資源を生かした自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営の振興を図るため、良質粗飼料の確保に向けた草地整備改良等を推進します。		

■ 個性

K P I		現状値 (R3~R7)
新規就農者数	20 戸	18 戸
活力ある地域農業の維持と更なる発展に向けて、別海町担い手支援協議会を核とした取組を積極的に推進し、次代の農業を担う新規就農者の確保を目指します。		

■ 信頼

K P I		現状値 (R3~R7)
高付加価値のべっかいブランド商品開発数	5 個	6 個
「生乳生産日本一のまち」として別海町農産物の魅力・地位・知名度などの更なる工場を図るため、消費者・生産者・農業団体・乳業メーカーをはじめとした食品産業、行政などが連携した地域ぐるみの「べっかい」ブランドの確立を目指します。		

用語解説

(五十音順)

=あ=

□ アグリビジネス

農業関連産業のことで、農業機械産業から食品加工業まで幅広い分野が含まれるが、最近では、異業種による新規参入や、ITやバイオテクノロジーによる高付加価値農業と地域発展に関連して使用されることが多い

=か=

□ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員の主体的な経営参画を目的とし、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族の話し合いに基づき取り決めるもの

□ カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

□ 環境負荷低減の取組の「見える化」

生産者委の温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する環境負荷低減の取組を評価し、星の数で分かりやすくラベル表示して消費者に伝える取組

□ クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の良い農産物の生産を進める農業

□ グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象ととらえることができる

□ コントラクター

農作業機械と労働力を有して農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがある

=さ=

□ 時間制限放牧

牧草の生産力・栄養価の季節変動による乳量・乳成分への影響を軽減し、その安定を図るため、放牧時間を3～6時間程度に制限して放牧地を有効利用する

□ **自然循環型酪農**

土・草・牛の自然界の物質循環機能を基本とし、自給飼料に立脚した酪農

□ **食品ロスの削減**

国際的にも重要な課題となっており、また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用することが重要となっている。

□ **新規就農トレーナー制度**

地域の農業者が新規就農者の助言役及び相談役として、新規就農者が安定的な営農活動を行うことができるよう支援する制度

□ **スマート農業**

ロボット技術やICTを活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業

□ **集約放牧**

電気牧柵などで牧草地を小さく区切って輪換放牧することにより、栄養価の高い短草状態で草地を利用する放牧技術。

□ **飼養衛生管理基準**

家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準（平成 22 年度の宮崎県における口蹄疫発生を踏まえた平成 23 年 4 月の家畜伝染病予防法改正を受け、同法に基づく「飼養衛生管理基準」も改正された。）

□ **食育**

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること

□ **生産情報公表 J A S 規格**

食品の生産情報（生産者、生産地、農薬及び肥料の使用情報など）を事業者が消費者に正確に伝えていることを第三者である登録認定期間が認定する制度（平成 15 年 12 月施行）

□ **草地型酪農**

牛に与える飼料の大半（80%以上が目安）を草地で生産している酪農（草地の利用形態について、放牧と採草のいずれかは問わない）

＝た＝

□ **地域計画**

農地が適切に利用されるよう農地の集約化等に向けて、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿などを明確にする地域における農業経営基盤強化の促進に関する計画

□ **地域団体商標登録**

地域ブランドの育成に資するため、商標法が一部改正され（平成 18 年 4 月施行）、地域名と商品名からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体による地域団体商標の登録を認める制度

□ **動物福祉（アニマルウェルフェア）**

動物への配慮という発想であり、家畜の場合は快適性に配慮した飼養管理手法を指す。国際的には、英国で提起された「5つの自由」が中心的な概念（5つの自由：飢えと乾きから

の自由、痛み・傷・病気からの自由、正常行動発現の自由、恐怖や悲しみからの自由、不快からの自由)

□ 地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取組で、各地において、直売所等を利用した新鮮な地場産品の販売のほか、消費者と生産者の交流活動など多様な取組が展開されている

□ デジタル・トランスフォーメーション

データと技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

農業で目指す姿は、「デジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営により、消費者の需要に的確に対応した価値を創造・提供できる農業」としています。

□ 道産食品独自認証制度

北海道ならではの自然環境や、高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証する制度

＝な＝

□ 農業生産工程管理（GAP）

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

□ 農場衛生管理手法（農場HACCP）

農場で発生する可能性がある危害因子を設定し、危害防止のため重要に管理する工程（CCP）とその管理基準を定め、基準が守られているか継続的に監視・記録（モニタリング）する衛生管理手法

□ 農村ツーリズム

農林漁業者のみならず、観光業をはじめとする多様な主体が連携し、地域ぐるみで地域の活性化や所得向上を目指す新たなツーリズム

＝は＝

□ バイオマス

生物資源（量）を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」を指し、具体的には、稲わらやもみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどで、エネルギーや新素材などとして利用可能なもの。

バイオマスをエネルギーや製品として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成、農林漁業の活性化など早急に取り組むべき課題解決に貢献できるものとされている

□ ファームイン（農泊）

農家民宿のこと。近年では農村地域において、農泊を通してその自然や文化、人々との交流を楽しみながらゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動が進められている

□ **ポジティブリスト制度**

食品衛生法の改正に伴い、すべての農薬・動物用医薬品・飼料添加物について食品への残留基準を設定し、基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度

□ **北海道指導農業士・農業士**

地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍している農業者を認定する制度。更に指導農業士は、就農希望者に対して農業経営や農家生活に係る知識・技術研修を行うなど、地域において新たな農業者の育成に尽力している農業者を認定するもの

=ら=

□ **酪農ヘルパー**

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営を実現できる

□ **6次産業化**

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

(ABC)

□ **ICT**

Information and communications technology の略、情報・通信に関する技術一般の総称のこと

□ **J-クレジット制度**

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認定する制度

□ **SDGs (持続可能な開発目標)**

すべての人々にとってより良い、より持続可能な未来を築くための青写真で、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、直面するグローバルな諸課題の解決を目指す。17の目標があり、相互に関連しており、誰一人置き去りにしないために2030年までの達成を目指す。

□ **TMR**

粗飼料と濃厚飼料などを適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調整した飼料 (TMR : Total Mixed Ratios)

□ **TMRセンター**

近隣の酪農家数軒が法人化し、共同運営・共同経営により飼料生産に係る一連の作業 (草地管理、自給飼料の収穫・調整・貯蔵、TMRの調整、宅配) をシステム化した組織

第3期 別海町農業・農村振興計画

北海道別海町

HOKKAIDO BETSUKAI TOWN

住 所 〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町 280 番地
電 話 0153-74-9251
F A X 0153-75-2497
ホ ー ム ペ ー ジ <https://betsukai.jp/>